

一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町条例第20号

一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第2項中「第19条第2号」の前に「法」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。